

令和7年度第4回 田原本町総合教育会議 会議録

日時 令和7年12月15日(月)午後3時00分～午後4時25分
場所 田原本町役場 301 会議室
出席者 田原本町長 高江啓史
教育委員 眞田和則 榊井歌世 岡本春江 山田育弘
教育長 大村泰弘
事務局 教育部長 森淳一
教育総務課 課長 森川理恵
課付課長 安倍仁
指導主事 山田佳余子
指導主事 中村雅也
課長補佐 奥谷知日朗
文化振興課 課長 久保知彦
欠席者 なし
傍聴者 なし
議題 (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画について
(2) 不登校対策及び支援について
(3) 中学校部活動の地域展開について

町長

令和7年度第4回目の総合教育会議を開催する。「つなぐグローバル教育」に関する3年間の予算が議決された。これは現在のALT以外にもネイティブスピーカーを増員し、幼稚園の年中・年長の時期からネイティブと触れ合う機会をつくるものだ。単なる語学教育ではなく、教育大綱の理念である「多様性を認めあう教育」を推進するための大きな柱となる。事業の具現化に向け、引き続き委員のお力添えをいただきたい。

○議題1 業務量管理・健康確保措置実施計画について

町長

事務局より説明する。

(事務局説明)

町長

国の指針により、まずは80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないと示されているが、該当する方はいるか。

教育総務課長補佐

小学校では、令和7年度で毎月ではないが2名程度が該当している。中学校では毎月2～3名、多い月では8名程度が該当している。

町長

こうした状況が生じているのは、特定の役職による職務上の理由なのか、あるいは個人の進め方といった属人的な要因によるものなのか。

眞田委員

業務が集中する要因には、どちらもあると思う。中学校の生徒指導主任や進路主任のような特定の時期に仕事が重なる役職がある一方で、個人の性質として長時間学校に留まる方も存在する。後者は早く帰るよう促す必要があるが、主任クラスに負担が偏っているケースでは、仕事を分散させるなどの工夫で改善できるのではないか。

町長

役割によって繁忙期があるのは事実であり、そこをどう改善すべきかは難しい問題だ。また属人的な要因についても、異動によって勤務状況が一変するような例はどの組織にもある。現状の報告だけでは、具体的な実態や解決策を判断するのは難しいと感じる。また、町独自の教員加配がある学校は、本来業務に余裕が生まれるはずだがその実態が見えてこない。加配の効果がどう現れているのか、現場の課題を示すことはできるか。

教育長

小規模校では一人の教員が多くの校務分掌を兼務しており、負担が重くなる傾向がある。また、研究会等でも学校規模にかかわらず各校から1名参加とされることが多く、人数の少ない学校ほど一人当たりの負担が大きいと感じた。

町長

県主催の研修などの各校一律の動員要件は自治体レベルでの解消が難しい。ここで議論すべきは、実態として何が過度な負担なのかを分析し、具体的な打ち手を見出すことだ。学校や校種ごとの事情や、教員が時間を費やしている業務の特定や整理はあるか。

教育総務課長

奈良県が今年度実施した働き方改革に関するアンケートの結果によると、県全体・町ともに「最も負担感の強い業務」として、約4割弱の方が「保護者や地域からの要望・苦情対応」を挙げている。

町長

線引きが難しいから困っているのだと思うが、過剰なクレームを除く保護者や地域の対応については、教師の本丸の仕事と認識している。教員が時間を費やしている保護者対応とは具体的に何か。

教育総務課長

保護者対応が長期化・複雑化する要因として、初期対応の進め方が影響しているケースが見受けられる。いじめ問題対策連絡協議会において、警察OBの介入により、いじめの判断基準が明確になり大きな支えとなっているという現場の声が多く聞かれた。専門的な助言により、学校側の姿勢や対応方針が明確化されている。

町長

本来、円滑なコミュニケーションによって回避できる事案がある一方で、近年の保護者ニーズの多様化により、現場の負担が数十年前とは比較にならないほど増大していること

も事実である。いじめの初動対応や高圧的な相手への対応として警察OBの介入は組織として当然進めるべきことである。今後検討すべきは、現場が具体的にどのような事案に苦慮しているのかを精査し、どのような支援があればその負担を軽減できるのかを明確にすることだ。

眞田委員

こどもを最も近くで見ている担任が、保護者からの質問や相談に直接対応し、解決を図るのが本来の教育現場の基本である。しかし近年は、当事者同士の対話では事態が収束せず激しい苦情が続くといった従来の担任の力量だけでは対処しきれない極端なケースが増加している。こうした過剰な要求や不当な訴えは、学年主任や管理職が組織で対応しても解決が困難な場合がある。こうした現状が、全国的に外部の専門組織による対応が注目されている背景にあるのではないか。

町長

個別の苦労があることは理解しているが、それに対して具体的な対策はどのようなものか。現場の実態をより深く把握している方々の意見を取り入れたい。

指導主事

いじめの初動対応の不備が問題化しやすいことは教育委員会でも共有されているが、それ以上に日常的な保護者対応の質と量に変容している。以前に比べ、対話を通じた納得を得るのが難しいケースが増えており、現場が対応に苦慮する大きな要因となっている。大半の事案は適切な初期対応によって解決可能だが、そこには教員の力量や学校の経験値が大きく関わってくる。個々の教員が問題を丸抱えするのではなく、組織として正しい解決プロセスを構築し機能させていくかが今後重要となる。

町長

学校現場が組織としての対応力を高め、自ら改善に努めるべきであるという点についてはその通りだと考える。その上で、現場の努力を教育委員会としてどのようにバックアップし、支えていくことができるのか。

眞田委員

教員業務の軽減という観点では、給食費の公会計化や部活動の地域展開のような切り分ける支援は比較的導入しやすく、着実な効果が期待できると感じる。授業やこどもへの対応といった核心部分は教員が向き合うべき領域であるが、それ以外の周辺業務をフォローできるのではないか。

町長

素案に示されている施策は本町ですでに通り実施しており、教員の事務作業を補助する教員業務支援員についても、昨年度から全校に配置した。現場の負担感が解消されない要因を分析しなければ、解決にはつながらない。支援体制を整えてもなお、個人の仕事の進め方や意識に起因して長時間労働が常態化しているケースについては、最終的には校長が管理職として責任を持って指導・改善にあたるべき範疇である。

眞田委員

資料を見ると、田原本町の在校時間は平均値より下回っている。施策をおこなっている

成果かと思う。

榊井委員

保護者対応や生徒指導は教員の仕事の根幹であり、ここは教員が向き合うべき領域である。いじめ対応等における警察OBの介入は、曖昧だった判断基準に新たな視点を与え、現場に良い刺激をもたらしている。しかし、すべての事案を法的な物差しだけで判断しては、生徒一人ひとりと向き合う教育活動は成立しない。教育的な配慮と客観的な判断をいかにバランスよく織り交ぜるかの基準は個々の教員の資質に依存し、マニュアル化できない難しさがある。

指導主事

教育の核心は学校が担うべきだが、多様化する保護者対応や配慮事項に対し、現場だけで判断を完結させるのは限界がある。校長がリーダーシップを発揮して一次的な線引きを行い、それを教育委員会が支え、必要に応じて外部専門家へ繋ぐ体制を確立すべきと考える。また、教員以外が担うべき仕事について、外部人材の活用も考えられるが、実質的に教員のダブルチェックや責任が残るようでは負担軽減にならない。多種の業務がある中で、責任の所在を明確にした環境づくりを推進する必要がある。

町長

線引きや体制構築には予算措置が伴うため、まずは現場のニーズを精査した上で、町長部局とも事前に整合性を図るべきと考える。プールの外部委託などは既に進めているが、他にどのような外部委託や支援があれば現場の負担が真に軽減されるのか、より具体的な検討材料が必要である。現時点では判断材料が不足しているため、今後はより具体的な案をご検討いただきたい。

○議題2 不登校対策及び支援について

町長

事務局より説明する。

(事務局説明)

町長

復帰した子はいるのか。

教育総務課長

やすらぎ教室を経て学校へ行くようになった子や、校内サポートルームを経て登校できるようになった例もある。

眞田委員

やすらぎ教室への相談件数や通級者が増加しており、これまで潜在化していた課題が掘り起こされ、着実に動き出したと捉えている。どこに相談すべきか分からず孤立していた親子が、支援に繋がり実際に動き出している現状は大きな前進である。これまでの取り組みや、町による予算措置が具体的な成果として現れている。この良好な流れを定着させるため、人員や拠点の充実、予算面での継続的なサポートを引き続き願いたい。

山田委員

年間30日以上ということは毎週1回休むといずれは該当する。長期間一度も登校できない子と、週に1回程度の欠席が年間を通して積み重なった子では、状況も必要な支援も異なると思う。

町長

不登校の統計上は文科省の定義に従わざるを得ないが、実際の現場におけるアプローチは、欠席の背景や状況によって全く異なる。一律の対策ではなく、実態を精査した上で、それぞれに最適な打ち手を検討していくことが重要である。

榊井委員

不登校の背景に「親子の関わり方」がある場合、特に小学校では家庭の根底に課題が継続しているケースも多い。こうした家庭内の問題は、学校や教師だけでは立ち入りがたく、教育的アプローチのみで解決するのは困難である。

教育総務課長

現在、こども家庭センター等の関係機関と学期ごとに「教育・福祉連携会議」を実施し、情報共有や支援の検討を行っている。家庭に課題があるケース等、窓口ですでに関わりのある専門員がいれば、そこから直接アプローチしてもらおうなど、昨年度末から継続して具体的な連携体制を構築しているところである。

榊井委員

個別の事案はプライバシーに関わるため慎重な扱いが必要だが、連携会議で得られた知見や成功事例については、個人が特定されない形で共有してほしい。

指導主事

保護者側の精神疾患や発達課題が絡み、親子双方へのダブルの支援を要するケースが増加している。

町長

令和6年9月にこども家庭センターを設置し、相談体制の受け皿を大きく拡充した。その結果、令和6年度の年間相談件数の約2,800件に対し、令和7年度は上半期の段階で3,800件を超えるなど、潜在的なニーズが大幅に可視化されている。相談内容は発育発達、ヤングケアラー、児童虐待、不登校、保護者の体調不良など多岐にわたる。教育側との連携に資する情報があれば共有していく方針である。

○議題3 中学校部活動の地域展開について

町長

事務局より説明する。

(事務局説明)

山田委員

中学校の先生で地域クラブ指導員として希望されている方はいるか。

指導主事

クラブの3分の1にいかない程度。

山田委員

先生が地域クラブの指導者になった場合の報酬は。

教育総務課長

地域クラブの指導者は兼職兼業となり、クラブに所属することで謝礼が発生する仕組みとなる。生徒対象のアンケートでは、平日の部活動には参加するが、休日の地域クラブには参加しないと希望するケースも見受けられた。また、部活動と地域クラブで異なる種目を選択した生徒も存在している。

岡本委員

休日の大会などは、先生が付き添うのか。

教育総務課長

令和8年度については練習試合など、地域クラブとして組んだ場合には指導員が付き添う。土日祝日の公式大会等については部活動として出場するため、教員が付き添う。その際の勤務については、代休処理にて対応する。

眞田委員

先生の負担は変わるのか。休日の部活動がなくなるが、意欲が低下しないか。

町長

現在は過渡期にある。最終的には、部活動が地域のクラブとして運営される形となり、将来的には平日・休日ともに外部の地域クラブの活動として実施していくことになる。

岡本委員

吹奏楽などの集団の活動において、平日に練習を重ねている既存部員と、休日だけ参加する他部活の生徒が混在することで、活動の一体性や質が損なわれる懸念がある。

指導主事

吹奏楽に関しては、活動目的が焦点となる。コンクールが部活動の枠組みである限り、平日は顧問や外部指導者が指導し、地域クラブはイベント出演を中心とするなど、活動の目的を分ける考えがある。指導者や生徒が入れ替わる場合は新たな運営の形を模索しなければならない。課題に対して年度末の部活動検討委員会に向けて検討する。

町長

実証事業における運用上の課題や支障については。

指導主事

陸上については指導体制や生徒の受け入れ状況も良好である。優秀な指導者であり、顧問の教員が不在でも十分な指導と質の高い練習内容が可能となっている。教員が土日に休暇を取得し家庭での時間に充てられるようになるなど、負担軽減の面でも大きな成果を上げている。

吹奏楽については、現状では部活動の部員全員が地域クラブにも加入している。学校の顧問と地域クラブが密に連携できれば、コンクールと地域イベントを両立させる従来通りの活動を維持できる見込みである。楽器の確保等が課題と考える。

町長

議題は以上になる。本日はありがとうございました。

午後4時25分 終了